

## 中国における「LG商標」判決（第一審）の解釈およびその判決から見る中国商標法改正のポイント

劉 新宇\*・白洲 一新\*\*



りゅう りんだ しらす いっしん

「社会主義市場経済の発展を促進することを目的としてこの法律を制定する。」2001年10月27日に改正された中国商標法第1条の結びである。また、その改正商標法の適用上の解釈につき、2001年12月25日および2002年10月12日に全国人民代表大会（国会）で承認を得た最高人民法院（最高裁判所）の司法解釈（本文に添付する付属資料1～3）が公布された。その内容から、WTOに加盟した中国が市場経済の1プレイヤーに変身し、市場経済における流通秩序の維持と関連法の整備に努力している姿を見ることができる。

今回の商標法改正および最高人民法院による司法解釈は、市場経済における需要者の立場から商標の類否判断について従来の行政と司法との間にある判断上の相違を是正し、類否の判断基準を明文化した。その内容を、以下に紹介する、商標法改正前に提起され最近第1審判決が出た商標権侵害訴訟を通じて理解することができる。

まず、中華人民共和国北京市高级人民法院民事判決書（2001）高知初字第67号事件を、便宜のために「LG事件」と称し、その全文を以下に翻訳する。

中華人民共和国 北京市高级人民法院 民事判決  
（2001）高知初字第67号

原告：名称：北京市藍光電梯（エレベータ）公司  
住所：北京市海淀区万庄百万庄建設部大院丙1階  
法定代表者：李 雲，ゼネラルマネジャー  
委託代理人：余 亜勤，弁護士，国浩法律事務所（北京）  
委託代理人：于 燕，弁護士，国浩法律事務所（北京）

被告：名称：（韓国）LG産電株式会社  
住所：韓国漢城市（ソウル市）永登浦区汝矣島洞20号

法定代表者：金 正万，代表理事，社長  
委託代理人：ゾウ 海林，弁護士，北京市科華法律事務所

委託代理人：安 翔，商標弁理士，中原信達知識産権代理有限公司

被告：名称：（韓国）LG電子株式会社  
住所：韓国漢城市永登浦区汝矣島洞20号  
法定代表人：具 滋洪，代表理事，副会長  
委託代理人：ゾウ 唯寧，弁護士，北京市君合法律事務所  
委託代理人：祖 曉峰 弁護士，北京市君合法律事務所

本件は、原告北京市藍光電梯公司（以下藍光公司という）と被告（韓国）LG産電株式会社（以下LG産電という）および（韓国）LG電子株式会社（以下LG電子という）との間に生じた商標権侵害紛争事件である。原告は、2001年4月24日にLG産電を被告として本裁判所に提訴し、本裁判所は、2002年1月10日に藍光公司の申請により、LG電子を被告に追加した。本裁判所は、その起訴を受理し、法律に従って合議体を構成し、2002年4月25日に本案を公開審理した。原告藍光公司の委託代理人余 亜勤と于 燕，被告LG産電の委託代理人ゾウ 海林と安 翔ならびに被告LG電子の委託代理人ゾウ 唯寧と祖 曉峰が出廷し、本案の審理は終結した。

原告藍光公司は、以下のとおり主張した。当該公司は、1991年8月10日に、国家工商行政管理局商標局（以下「中国商標局」と略す）に、商品区分第7類のエレベータを指定商品とする図形と文字が結合して一体となった商標「LG+図形」を登録出願した。登録の有効期間は1991年8月10日から2001年8月9日であった

\* Linda LIU 中国弁理士，工学博士（財）知的財産研究所

\*\* Isshin SHIRASU 日本国籍中国人，2002年日本弁理士試験に合格

が、その後2011年8月9日まで更新された。LG産電は藍光会社の許可なく、中国本土において大量のエレベータおよびエスカレータを販売し、そこに藍光会社の登録商標に類似する商標を使用した。一方、LG電子は中国本土において、エレベータ等を指定商品として藍光会社の登録商標に類似する商標を登録し、LG産電にその使用を許諾している。LG産電とLG電子の上記の行為は、藍光会社の登録商標専用権を共同で侵害するものであるため、中国商標法およびその関連法に基づき以下のとおり請求する。

1. LG産電は、エレベータおよびエスカレータへの「LG」商標の使用を中止し、すでに使用したのものについては直ちにその商標標識を除去せよ。
2. LG産電とLG電子は、中国の全国レベルの通信メディア(TV,新聞等)に謝罪広告を掲載せよ。
3. LG産電は、藍光会社に対し損害賠償金として1億人民元を支払え。LG電子は、その連帯責任を負え。
4. LG産電とLG電子は、連帯して本案により生じた藍光会社の訴訟費用、弁護士費用、公証費用および調査費用を負担せよ。

被告LG産電は、藍光会社が起訴状において述べている内容は事実と反していると主張し、以下のとおり答弁した。LG産電の関連会社であるLG電子は、すでに独立した図形と文字とを併用した「LGおよび図」商標を中国商標局において数多く登録しており、それらを実際に指定商品に使用してきた。そのために、「LGおよび図」商標は、中国において既に周知商標となっており、かつ、中国商標局から「全国重点商標」と認定され重点的に保護されている。また、LG電子は、「LGおよび図」商標をエレベータの分類の商品についても登録しており、その商標の使用は法に準拠するものであり、かつ需要者に「LGおよび図」商標と藍光会社商標を誤認させるものではない。したがってLG産電は、藍光会社の登録商標専用権を侵害するものでなく、藍光会社の請求の全てを棄却するとの判決を求める。

被告LG電子は、以下のとおり答弁した。「LGおよび図」商標と「LG+図形」登録商標とは、類似の商標を構成せず、誤認を誘起しない。また、LG電子の「LGおよび図」登録商標と藍光会社の「LG+図形」登録商標の図形部分は明確に区別でき、類似商標を構成しな

い。一方、「LGおよび図」商標はすでに著名商標となっており、需要者は誤認を生じない。また、LG電子が中国商標局に提出した商標登録出願は正当で合法的である。また、中国商標局によってその商標が取消されるまで、LG産電にその商標をエレベータの分類商品への使用許諾は、「LGおよび図」商標の合理的使用に該当する。当該商標が中国商標局によって取消された後は、LG電子とLG産電は、当該商標を使用していない。よって、LG電子は、藍光会社の登録商標専用権を侵害するものでなく、また、藍光会社は侵害によって蒙った損失額を証明する証拠資料を提出していないことから、藍光会社の請求の全てを棄却するとの判決を求める。

被告LG産電とLG電子は本裁判所における審理において、藍光会社が提供した証拠に基づき、藍光会社の起訴はすでに訴訟時効を経過していると主張した。

審理において以下の内容が判明した。

藍光会社は、中国商標局に「LG+図形」商標(図1)を、指定商品を商品分類第7類のエレベータとして登録した。商標登録番号は第560974号であり、その登録商標の有効期間は1991年8月10日から2001年8月9日までであったが、その後2011年8月9日まで更新された。藍光会社は、上記の事実を証明するため本裁判所に中国商標局第560974号商標登録証と商標登録更新証明書を提出した。LG産電とLG電子は上記の証拠に対して異議を申し立てていないので、本裁判所は上記の証拠を採用し、それらを事実と認める。

LG電子は原社名を楽金電子会社といい、後に現社名に変更し、中国商標局に商品分類第7類、昇降機(エレベータ)やエスカレータ等を指定して「LGおよび図」商標(図2)を登録した。商標登録番号は第958222号であり、その有効期間は1997年3月7日から2007年3月6日である。藍光会社は国家工商行政管理总局商標評審委員会(以下「商標評審委員会」という)に第958222号「LGおよび図」登録商標についての争議裁定申請を提出し、商標評審委員会は、1999年12月14日に商評字(1999)第2874号『「LGおよび図」と「図形」商標争議終局裁定書』(以下第2874号終局裁定書という)を作成し、エスカレータ等を指定商品とする第958222号「LGおよび図」商標を取消すと裁定した。商標評審委員会は、第2874号終局裁定書の作成後、2000年12月28日に商評字(1999)第4878号『商評字

第 2874 号裁定の取消しと商評字 (1999) 第 4874 号 (第 2874 号の誤り) 裁定の審査申請不受理の通知』(以下第 4878 号通知という)を作成した。該通知は以下のとおり記載している。昇降機(リフト)とエレベータは現行の「類似商品・役務区分表」によれば類似商品に該当し、第 2874 号終局裁定は、昇降機(リフト)を指定商品とする第 958222 号「LG および図」商標を取消すものである。第 2874 号終局裁定書を取消した。また、藍光公司による第 958222 号「LG および図」商標の争議裁定申請に、商標審査委員会は、商評字 (2000) 第 4879 号『第 958222 号「LG および図」商標争議終局裁定書』(以下第 4879 号終局裁定書という)を作成し、第 2874 号終局裁定がすでに取消されたことを理由に藍光公司の審査申請を不受理とした。そして 2000 年 12 月 28 日に第 4879 号終局裁定を作成し、LG 電子の登録第 958222 号「LG および図」商標指定商品中のエスカレータとリフトの 2 つの商品を取消すと裁定した。藍光公司与 LG 産電は本裁判所に第 2874 号終局裁定書と第 4878 号通知を提出し、さらに藍光公司是第 4879 号終局裁定書を、LG 産電は中国商標局第 958222 号商標登録証を本裁判所に提出した。これらの証拠に対し、藍光公司、LG 産電、LG 電子ともに異議がない。よって本裁判所は上記の証拠を採用し、これらを事実と認定する。

LG 電子は、商標審査委員会が作成した第 2874 号終局裁定の後、中国商標局の審査を経て、商品分類第 7 類、エレベータ(リフト、エスカレータ)を含む指定商品に第 958222 号「LG および図」と類似する商標を登録し、その商標登録番号は第 1478570 号であり、その商標の登録有効期間は、2000 年 11 月 21 日から 2011 年(2010 年の誤り)11 月 20 日である。それを証明するために、LG 産電と LG 電子は本裁判所に第 1478570 号商標登録証を提出した。この証拠に対し、藍光公司に異議はない。よって本裁判所は上記の証拠を採用し、これらを事実と認定する。

LG 産電と LG 電子は、LG 産電が両社で締結した《商標管理および使用契約》に基づき、「LG および図」商標の使用権を取得していると主張した。LG 産電と LG 電子は、《商標管理および使用契約》を提出するとともに、相応の陳述を行った。《商標管理および使用契約》には韓国公証機関の公証がなく、我が国の在韓国領事の認証もない。そして、藍光公司是当該契約書の

真実性に異議を唱えている。よって本裁判所は当該契約を採用しない。ただし、LG 産電と LG 電子が訴訟の過程において、LG 電子が LG 産電に「LG および図」商標の使用を許諾していると一貫して主張しているので、本裁判所は、LG 電子が LG 産電にその所有する「LG および図」商標の使用を許諾していることを認定する。

本裁判の開廷中に、藍光公司是、本侵害は LG 産電がエレベータに「LG および図」商標を使用する行為であり、その中の「LG」部分の単独使用(図 3)と、全体の使用がすべて当該会社の「LG + 図形」登録商標専用権を侵害していると陳述した。また、藍光公司是、エレベータの完成品を生産したことがなく、ただエレベータの核心部分を生産し、エレベータの完成品の改造を行っているのみである。LG 産電と LG 電子は、藍光公司の上記陳述に異議がない。よって本裁判所は、これらを事実と認定する。

藍光公司是、LG 産電と LG 電子が自己の登録商標専用権を侵害している事実および損害賠償の金額を証明するため、中華人民共和国長安公証役場、北京市公証役場、北京市海淀区第三公証役場、北京市東城区公証役場、上海市公証役場、広州市公証役場の提出された公証証書を本裁判所に提出した。その内容は、いずれとも 1997 年 9 月以前から北京、上海、広州等の地域においてエレベータに「LG および図」商標が使用された状況を示した書面であり、LG 産電(香港)有限公司の《中国における韓国「楽金」ブランドのエレベータとエスカレータの工事記録》の最後のページに LG 産電の本社が韓国漢城市永登浦区汝矣島洞 20 番地である等の記載がある。また、北京金星産電有限公司等の名称を記載された《取付工事の状況説明書》等の証拠資料のコピー、および藍光公司が自ら行った中国における LG ブランドのエレベータの数量統計、税関における輸入貨物申告書、海南中洲会計事務所のアリュウワン(亜龍湾)開発有限公司に対するアリュウワン仙人掌リゾートホテルの《会計監査報告》および藍光公司職員による陳述書等の証拠資料がある。

LG 産電と LG 電子は、「LG および図」商標が著名商標であることを証明するために本裁判所に、両社が各種メディアにおいて広告・宣伝を行っていた証拠資料を提出した。

別に本裁判所は、LG 産電と LG 電子に藍光公司の起

訴状を送達した。その両社は、北京に代表機構があり、同所がそれを受領した。

本裁判所は以下のとおり認定する。《中華人民共和國民事訴訟法》の規定に基づき、中国国内に住所を有しない被告に対する訴訟の提起において、被告が中国国内に代表機構を設立しているときは、侵害行為地または代表機構の所在地を人民法院の管轄とすることができる。LG 産電と LG 電子は北京市内に代表機構を設立しており、かつ藍光公司がその商標専用権侵害で訴えている LG 産電と LG 電子の侵害行為地に北京市が含まれるので、本裁判所は本事件について管轄権を有している。

《中華人民共和國民法通則》の規定に基づき、侵害行為の損害賠償については侵害行為地の法律が適用される。藍光公司がその登録商標専用権侵害で訴えている LG 産電と LG 電子の侵害行為地は中国国内であるので、本事件の審理には中国の法律が適用される。

《中華人民共和國民法通則》第 140 条の規定に基づき、「訴訟時効は、訴訟の提起および当事者の一方が履行義務同意の要求を提出することにより中断する。その中断が終了した後、訴訟時効期間は再び計算される。」《最高人民法院の「中華人民共和國民法通則」の施行における若干の問題に関する意見（試案）》第 174 条の規定は、「権利者が人民調停委員会または関係する機関に民事権利の保護の請求を提出すれば、その請求の提出時から訴訟時効は中断する」と定めている。上記の規定に基づき、藍光公司は LG 電子の「LG および図」商標と当該会社が所有する「LG + 図形」登録商標とが類似するという理由で、「LG および図」商標のエレベータとエスカレータの分類商品の登録を取消し、当該商標を商標専用権のない状態とすることを目的として、商標評審委員会に争議の裁定申請を提出した。藍光公司のこの行為は、関係する機関への民事権利の保護の請求を提出したとみなされ、訴訟時効は中断した。商標評審委員会が作成した最終裁定と通知の中で、最終的に有効なのは第 4879 号終局裁定であり、その終局裁定の日が訴訟時効の新たな起算日となる。よって、当該日から藍光公司が本裁判所に訴訟を提起するまでに訴訟時効を経過してはいない。

商品の国際分類表に基づき、エレベータ（リフトを含む）とエスカレータは、第 7 類に属する類似商品分類に該当する。藍光公司が所有する「LG + 図形」登録

商標について商標局は、第 7 類のエレベータ類の商品への使用であると確定した。一方 LG 電子が所有する「LG および図」商標もすでに商標局は、第 7 類のリフトおよびエスカレータ類への使用であると確定した。したがって両者は同一または類似の商品への使用にあたる。

藍光公司が所有する「LG + 図形」登録商標と、LG 電子が所有し LG 産電が使用する「LG および図」商標を対比してみると、藍光公司の登録商標には、漢字「藍光」の中国語の発音標記であるピンイン「LANG」と「GUANG」の頭文字である「L」と「G」を含んでおり、LG 電子が所有し LG 産電が使用する「LG および図」商標の図形と文字中の文字部分には、英語アルファベットの「L」と「G」が含まれている。また、その表現については、藍光公司の登録商標中の「L」と「G」は中国語の漢字発音標記ピンインの書き方で表され、その発音も漢語ピンインの発音となる。一方、LG 電子が所有し LG 産電が使用する「LG および図」商標中の「L」と「G」は英語アルファベットの書き方で表され、その発音も英語アルファベットの発音である。藍光公司が所有する「LG + 図形」登録商標中の図形部分と、LG 電子が所有し LG 産電が使用する「LG および図」商標の図形部分とは明確に区別でき、同一または類似とはならない。また、全体観察によっても両者は主要部分において区別でき、文字部分も一方は中国語のピンイン文字であり、他方は英語のアルファベットの文字であり言語文字が異なるので、書き方が同一であっても発音が異なるため両者は文字部分においても同一とは認定できない。「LG および図」商標中のアルファベット 2 文字と藍光公司の「LG + 図形」登録商標中の文字を単独で比較することは実質的に意味がない。そして、藍光公司が訴えている、LG 電子が所有し LG 産電がエレベータに単独で使用している「LG」の文字を、藍光公司の「LG + 図形」登録商標と比較すれば、その違いはいっそう明らかとなる。従って藍光公司が所有する「LG + 図形」登録商標と、LG 電子が所有し LG 産電が使用する「LG および図」商標は、全体的に比較して同一でなければ類似でもない。

本事件において、使用する登録商標の指定商品はエレベータであり、これは通常の日用品ではない。エレベータの需要者は一般に企業であり、企業はエレベータという特殊な商品を購入して取り付ける過程におい

てエレベータを購入するにあたり、エレベータに使用されている商標に対する注意力は、一般の消費者が普通の日用品を購入するときの注意力に比べて大きいものである。そして、藍光会社が所有する「LG + 図形」登録商標と、LG 電子が所有し LG 産電が使用する「LG および図」商標の図形と文字は同一でも類似でもない。またその商品を購入する需要者はその商標に相当の注意を払うという状況下において、誤認を生じることはない。さらに、藍光会社は、これまで完成したエレベータを一度も生産したことがなく、エレベータの中心部分（部品）の生産とエレベータの維持・修理にとどまる。このことから、少なくとも藍光会社が本訴訟を提訴した時までに、藍光会社が所有する「LG + 図形」登録商標と、LG 電子が所有し LG 産電が使用する「LG および図」商標をエレベータという商品に使用したとき、客観的にみて需要者に誤認を生じさせるおそれはない。

LG 電子が所有し LG 産電が使用する「LG および図」商標と、藍光会社が所有する「LG + 図形」登録商標を比較すると、同一でもなく類似でもない。それゆえ LG 電子および LG 産電が「LG および図」商標を使用することは、藍光会社の「LG + 図形」登録商標専用権の侵害を構成しない。藍光会社が提起した、LG 電子および LG 産電は藍光会社の登録商標専用権を侵害するという訴訟理由は成立し得ない。また、LG 電子および LG 産電の行為は藍光会社の「LG + 図形」登録商標専用権の侵害を構成しないので、藍光会社が提起した、LG 電子および LG 産電は藍光会社の経済的損失を賠償すべきという訴訟理由は成立し得ない。結論として、藍光会社が提起した訴訟理由はすべて成立せず、本裁判所はその訴訟請求を認めない。《中華人民共和國民事訴訟法》第 243 条、《中華人民共和國民法通則》第 146 条第 1 項、《中華人民共和國商標法》第 38 条第 1 項第 1 号の規定により、以下のとおり判決する。

藍光会社の訴訟請求を棄却する。

第1審の訴訟費用、51万 10元は藍光会社の負担とする。（なお、25万 500元はすでに納付されているので、残りの25万 9510元を本判決の効力が発生する日より7日以内に納付しなければならない。）

本判決に不服の場合、藍光会社は、本判決書の送達の日から 15日以内に、LG 電子と LG 産電は、本判決書の送達の日から 30日以内に、本法院に上告書を提出す

ると同時に相手方当事者の数の副本を提出して、中華人民共和国最高人民法院に上告することができる。

裁判長 程永順  
代理裁判官 岑宏宇  
代理裁判官 劉輝  
2002年7月11日

本書は原本と相違しない。

書記員 劉曉軍

以上は、「LG 商標」事件の全文訳である。

この判決文から、中国商標法の改正前および最高人民法院による司法解釈が公布される前は、商標権の侵害訴訟において最も重要な商標等の類否判断についての統一した基準が存在しないという、商標法の適用上の欠陥があることをみることができる。

まず、司法制度上の欠陥として、行政による処分は人民法院による判決に従うことなく、独自の効力を有する点である。

この「LG 商標」事件において、人民法院（裁判所）は、原告藍光会社の登録商標と被告 LG 産電が使用する商標が類似しないため侵害に該当しない、という旨の判決を下した。

それとは別に、原告は日本でいう審判にあたる「商標評審委員会」に争議裁定申請を提出して、原告の商標と類似する指定商品に使用する、原告の商標登録より後に登録された被告 LG 電子の登録商標の取消しを求めた。「商標評審委員会」は、両商標が類似であるという前提でその指定商品の類否を判断し、両者の指定商品は類似していると認め、甲の指定商品と類似する指定商品についての被告 LG 電子の商標登録を取消す旨の「終結裁定」を下した。

この「商標評審委員会」による「終結裁定」は行政処分であるにもかかわらず、その不服申立ての手段はなく、その結果、「商標評審委員会」への争議裁定申請と侵害訴訟を同時に提起したときには、異なる結論が出るおそれがある。

しかしながら、今回の商標法改正で改正された第 49 条第 2 項では、「商標評審委員会」による「終結裁定」に不服のとき、人民法院に提訴できるようになった。この点において日本国商標法では、行政機関は終審として裁判を行うことができず、一切の法律上の争訟は裁判所の終局的な判断を受けることとなっている（日

本国商標法第 63 条）

次に、商標の類似判断について、「商標評審委員会」による裁定における判断基準と、裁判（人民法院）の審理における判断基準が一致していなかった。（この点については、日本国の特許庁における商標の類否判断も、裁判所における類否判断と一致しない場合があるが、それは、裁判所では取引の実情を特許庁より重視していることによると思われる。）そこで、最近公布された最高人民法院による司法解釈（付属資料 3）は、その第 9 条から第 12 条において商標の類否判断基準を明文化した。

それによれば、商標の類否は、需要者の立場から商標の著名度を鑑みながら主要部を隔離して視覚を通じて観察し、商標全体（文字商標では、その書体、称呼、觀念）を対比して判断することを基準とした。これは、日本の商標審査基準等にも見られる基準である。

今回の判決では、エレベータの需要者の立場に立ち、エレベータを購入するときに払われる注意力の視点から誤認を生じることはないとし、さらに、原告がこれまで完成した製品を生産したことがなく、その製品の部品の生産とその製品の修理しか実施していないことから、需要者に誤認を生じさせるおそれはないとした。つまり、需要者に誤認・混同を生じさせないの、侵害行為に該当しないとされた。この結論には賛同する。日本の従来判例にも見られる理論である。

しかしながら、今回の判決文において商標が非類似であることの根拠として、中国語の発音を表す「ピンイン」の発音が理由として挙げられた。これについては、商標法の改正の有無に関係なく妥当性に欠けると言わざるを得ない。

すなわち、原告藍光会社が所有する商標と被告が使用する商標を対比すると、原告の商標には、漢字「藍光」の中国語の発音標記であるピンイン「LANG」と「GUANG」の頭文字である「L」と「G」を含んでおり、被告が使用する商標の文字部分には、英語アルファベットの「L」と「G」が含まれている。また、原告の商標中の「L」と「G」は中国語の漢字発音標記ピンインの書き方で表され、その発音も漢語ピンインの発音となる。一方、被告が使用する商標中の「L」と「G」は英語アルファベットの書き方で表され、その発音も英語アルファベットの発音である、というものである。

しかしながら、中国語を構成する漢字の発音は「ピ

ンイン」によるものであり、それは、アルファベットで書き表した母音と子音を組み合わせで使用される。一般的な英語の教育を受けた中国人は、アルファベットで標記された文字についてはまず英語を連想し、それが英語の単語に当てはまらないとき、初めて「ピンイン」に当てはめてみるのである。それは、漢字には一つの発音しか存在せず、使う場合によってその発音が変化し、それに合わせて「ピンイン」を日本語のルビのようにつけることはめったにないからである。その「ピンイン」が頻繁に出てくるのは、小学校の教科書や辞書の中であるにすぎず、ほとんどが単一の発音である漢字で構成された日常生活における中国語の中にアルファベットで標記された文字に対しては、アルファベットの発音で読むのが自然である。まして、子音である「ピンイン」の頭文字だけを並べたとき、それが「ピンイン」であると認識する中国人は皆無に近いであろう。

さらに、日本の漢字の読みを決める平仮名をローマ字で表したものと同様、ピンインをローマ字で表すだけでは、どういう漢字を当てはめるのかは、決まっていない。また、中国語には、「四声」があって、それがピンインと合わせて初めて中国語の漢字の発音を決めるのである。それでも、ピンインのローマ字表示と「四声」とで表す同音の漢字は数多くある。よって、「四声」の伴わないピンインのローマ字表示は無論のこと、そのローマ字の頭文字（ここでは「LG」となる）のみを取り出したものから、原告藍光公司を表す漢字、つまり「藍光」を連想させる可能性は無に近いと言わざるを得ない。

この裁判において、「ピンイン」を表すローマ字による類否に関する事実は、いずれの当事者とも主張も立証もしていないのに、裁判官の判決文でのみ採用された事実である。原則として当事者が主張・立証していない事実を判決の基礎にしてはならない、という弁論主義を採用する日本の商標権侵害裁判の観点からは、積極的釈明義務違反として違法、上訴の理由になるかどうかを別にして、本事案における北京高級人民法院の判決文に採用するこの新たな事実に関しては、極めて妥当でないといわざるを得ない。

両商標中の文字部分である「LG」については、中国でも、日本国商標法第 3 条第 1 項第 4 号の「極めて簡単で、かつ、ありふれた標章」とみなし、識別力（出

所表示機能)がないと考えるのが妥当ではないかと思われる。そう考えれば、図形部分を比較すれば足りることになる。図形部分の類否については、本判決文でも、「原告が所有する商標中の図形部分と、被告が使用する商標の図形部分とは明確に区別でき、同一または類似とはならない」としており、これだけで充分だったのではないと思われる。

なお、被告の商標は韓国だけでなく、日本や中国でも相当著名になっていると思われ、被告も著名であることを主張しているが、本判決(裁判所の判断)では著名性について触れていない。「法の解釈適用は、裁判所の職責」という原則から、裁判所は判決を下すのに必要な判断のみをすれば足りる、という日本の商標権侵害裁判の観点からは、判決文に係争の商標が著名か否かの事実の採否は、裁判官に委ねていることについては、異論はない。しかしながら、本案件では、焦点ともいうべき被告LG社が主張・立証した商標の著名性の判断を避け、「ピンイン」の非類似という難解な論理を展開する事に関して、いくら結論が妥当だと容認できるとはいえ、このような司法解釈における理論構成には、いささか疑問を覚えずはいられない。中国商標法実施条例の施行前の判決だったことからやむをえないと思われるが、著名商標保護の観点からも本判決の結論には賛同する。

また、判決文の記載には、難解な箇所が散見する。例えば、原告が商標評審委員会に被告商標についての争議裁定申請を提出してから第2874号終局裁定が出され、その後、第4878号通知と第4879号終局裁定が出されたようであるが、その内容およびその背景が理解しづらい。これらの裁定がなされた当时には、一部

指定商品の取消しや無効が存在したのであろうか？

「理由齟齬」などが控訴理由になる場合がある、という日本の商標権侵害裁判の観点からは、このような難解な文書は、直接に控訴理由になるかどうかを別にして、公正であることと、理解しやすいことと、詳細に説明することという判決文に求められる最も基本的なものに反するのではなかろうか。

しかし、本判決文に現れた問題点の多くは、今回の法改正および最高人民法院の司法解釈で解決することができ、また、これから生じる問題点についても法改正や司法解釈によって修正されていくであろう。そこから、取引秩序を維持し、社会主義市場経済に適応するための細心な司法努力を垣間見ることができるのではないだろうか。

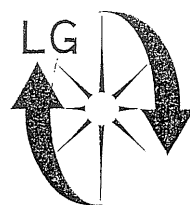


図 1



図 2



図 3

#### 付属資料 1

最高人民法院の商標紛争事件の審理における管轄および法律規定の適用範囲の諸問題に関する司法解釈

2001年12月25日最高人民法院審判委員会第1203回会議通過

法釈(2002)1号

最高人民法院公告

《最高人民法院の商標紛争事件の審理における管轄および法律規定の適用範囲の諸問題に関する司法解釈》が、2001年12月25日に最高人民法院審判委員会第1203回会議を通

過し、公布され、2002年1月21日より施行されることをここに公告する。

2002年1月9日

《<中華人民共和国商標法>の修正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定》(以下「商標法修改決定」と略す)が、第9回全国人民代表大会常務委員会第24回会議を通過し、2001年12月1日より施行される。商標紛争事件を適確に審理するため、《中華人民共和国商標法》(以下「商標法」と略す)、《中華人民共和国民事訴訟法》および《中華人民共和国行政訴訟法》(以下「行政訴訟法」と略す)の規定により、人民法院での商標紛争事件の審理におけるその管轄および法律規定の適用範囲等の問題について、以下のとおり解釈

する。

第1条 人民法院は以下の商標紛争事件を受理する。

1. 国务院工商行政管理部门商標評審委員会（以下「商標評審委員会」と略す）が下した決定または裁定に対する訴え
2. 工商行政管理部门が行った商標に関する行政処分に対する訴え
3. (登録)商標の専用権の帰属に関する訴え
4. (登録)商標の専用権の侵害に対する訴え
5. (登録)商標の専用権の移転契約に関する訴え
6. (登録)商標の専用権の使用許諾契約に関する訴え
7. (侵害)訴訟提起前の(登録)商標専用権の侵害とされる行為の差し止めの申し立て
8. (侵害)訴訟提起前の財産保全の申し立て
9. (侵害)訴訟提起前の証拠保全の申し立て
10. その他の商標に関する事件

第2条

1. 本司法解釈において、第1条第1号の訴えの第1審は、最高人民法院の授権により北京市高級人民法院が指定したその管轄内の中級人民法院の管轄とする。
2. 本解釈において、第1条第2号の訴えの第1審は、行政訴訟法の規定で定めた管轄とする。
3. 商標民事紛争の第1審は中級以上の人民法院の管轄とする。
4. 各高級人民法院（高等裁判所に相当）は、その管轄区内の具体的状況に鑑み、最高人民法院の許可により大都市において1ないし2の基層人民法院を指定してその商標民事紛争の第1審を受理させることができる。

第3条 商標権者またはその利害関係人が、工商行政管理部门に商標専用権の侵害行為に対する処理を請求したとき、また人民法院に商標専用権の侵害による損害賠償を求める訴訟を提起したとき、人民法院はそれを受理することとする。

第4条 当事者は、商標評審委員会が改正商標法の施行前に受理した事件に対して、改正商標法の施行後に行った決定または裁定に対する不服申し立てを人民法院に提起したとき、人民法院はそれを受理することとする。

第5条 本司法解釈において別段の定めがある場合を除き、改正商標法の施行前に生じ、改正商標法第4条、第5条、第8条、第9条第1項、第10条第1項第2、3、4号、第10条第2項、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条および第31条の規定に列挙された内容に該当するとき、商標評審委員会が改正商標法施行後に行った決定または裁定に対し、当事者が不服として人民法院に行政事件として訴えを提起した場合には改正商標法の規定を適用してその審理を行うこととする。その他の場合には改正前の商標法の規定を適用してその審理を行うこととする。

第6条 改正商標法施行時にすでに設定登録より1年を経過した登録商標の取消し請求について商標評審委員会が行った裁定に対して当事者が人民法院に提起した不服訴訟は、改正前の商標法第27条第2項に規定する請求期間によって行うこととし、改正商標法施行時に設定登録より1年を経過していない場合は、改正商標法第41条第2項、第3項に規定する請求期間によって行うこととする。

第7条 商標権者またはその利害関係人が、改正商標法施行前に発生した登録商標専用権を侵害する行為に対し、改正商標法が施行された後、侵害訴訟を提起する前に、人民法院に対して仮処分または証拠保全を請求したときは、改正商標法の第57条、第58条の規定が適用される。

第8条 改正商標法施行前に提起した登録商標専用権を侵害する行為に対する訴訟について、人民法院が改正商標法施行時にまだ判決を行っていないときは、改正商標法第56条を適用して審理することとする。

第9条 本司法解釈において別段の定めがある場合を除き、改正商標法施行後に人民法院が受理した商標に関する民事紛争事件は、改正商標法施行前の行為に関するものについては改正前の商標法の規定が適用され、改正商標法施行後の行為に関するものについては改正商標法の規定が適用される。改正商標法施行前に発生し施行後に継続している行為については、改正商標法施行時を基準にそれぞれ改正前および改正後の商標法の規定が適用されることとする。

第10条 すでに工商行政管理部门による処分を受けた商標専用権の侵害訴訟事件を受理した人民法院は、当事者による民事紛争として審理すべきである。

付属資料 2

最高人民法院の登録商標専用権の侵害とされる行為に対する訴訟前の当該行為の差し止めおよび証拠保全に適用する法律の諸問題に関する司法解釈

2001年12月25日最高人民法院審判委員会第1203回会議通過

司法解釈(2002)2号

最高人民法院公告

《最高人民法院の登録商標専用権の侵害とされる行為に対する訴訟前の当該行為の差し止めおよび証拠保全に適用する法律の諸問題に関する司法解釈》が、2001年12月25日に最高人民法院審判委員会第1203回会議を通過し、公布され、2002年1月21日より施行されることをここに公告する。

2002年1月9日

商標権者およびその利害関係人の利益を確実に保護するため、《中華人民共和國民法通則》、《中華人民共和國商標法》



（以下「商標法」と略す）、《中華人民共和國民事訴訟法》（以下「民事訴訟法」と略す）の関連規定による、登録商標専用権の侵害行為に対する訴訟前の当該行為の差し止めおよび証拠保全に適用する諸問題について、以下のとおり解釈する。

#### 第1条

1. 商標法第57条および第58条の規定に基づき、商標権者またはその利害関係人は、侵害訴訟を提起する前に人民法院に登録商標専用権の侵害とされる行為を差し止める仮処分または証拠保全を請求することができる。

2. 前項の利害関係人には、登録商標の使用許諾を受けた者、商標権の合法的な承継人を含む。また、登録商標の使用許諾を受けた者の内、独占的使用許諾を受けた者は単独で人民法院にその請求を行うことができる。また、排他的使用許諾を受けた者はその商標権者が請求を行わないとき、請求を行うことができる。

第2条 侵害訴訟を提起する前に人民法院に登録商標専用権の侵害とされる行為を差し止める仮処分または証拠保全の請求は、その侵害行為が行われた所在地または被請求人の住所の所在地において商標に関する紛争事件を取扱う人民法院が行うこととする。

#### 第3条

1. 商標権者またはその利害関係人が、侵害訴訟を提起する前に人民法院に登録商標専用権の侵害とされる行為を差し止める仮処分を請求するときは、以下の内容を明確に記載した仮処分請求書を提出しなければならない。

一．当事者に関する基本事項

二．請求の具体的な内容および範囲

三．請求の理由。なお、その中にその侵害とされる行為を直ちに差し止めないと商標権者またはその利害関係人の法律上の利益が修復不可能な損害を受けるおそれがあることの具体的な説明を含む。

2. 商標権者またはその利害関係人が、侵害訴訟を提起する前に人民法院に登録商標専用権の侵害とされる行為を差し止める証拠保全を請求するときは、以下の内容を明確に記載した証拠保全請求書を提出しなければならない。

一．当事者に関する基本事項

二．保全を請求する証拠の具体的な内容、範囲およびその所在地

三．保全を請求する証拠が証明できるもの

四．請求の理由。なお、その中に証拠が消滅した後は再度の取得が極めて困難であること、その証拠は当事者またはその訴訟代理人が自ら取得することが困難であることの客観的かつ具体的な説明を含む。

第4条 請求人は、侵害訴訟を提起する前に人民法院に登録

商標専用権の侵害とされる行為を差し止める仮処分を請求するときは、以下の証拠を提出しなければならない。

一．商標権者は商標登録の登録証、利害関係人は商標使用許諾契約書、商標局に提出した資料および商標登録の登録証のコピーを提出しなければならない。排他的使用許諾を受けた者が単独で請求するときは、商標権者がその請求をする権利を放棄する証拠を提出しなければならない。商標権の承継人は承継されたことまたは承継手続中であることの証拠資料を提出しなければならない。

二．被請求人が現に登録商標専用権の侵害とされる行為を行っている、または将来侵害とされる行為を行うおそれがあることの証拠。なお、その証拠には侵害行為を構成する商品を含む。

第5条 侵害訴訟を提起する前に人民法院に登録商標専用権の侵害とされる行為を差し止める仮処分または証拠保全についての人民法院の裁定は、商標権者またはその利害関係人の請求の範囲内に限られることとする。

#### 第6条

1. 請求人は、侵害訴訟を提起する前に人民法院に登録商標専用権の侵害とされる行為を差し止める仮処分を請求するときは、担保を提供しなければならない。

2. 請求人が訴訟前の証拠保全を請求することにより被請求人に財産上の損失を与えたとき、人民法院は、請求人に相当の担保の提供を命じることができる。

3. 請求人が提供した保証、抵当等の担保が合理的かつ有効であるとき、人民法院は、それを許可することとする。

4. 請求人が担保の提出を拒むとき、人民法院は、その請求を却下することとする。

5. 人民法院が担保の範囲を決めるとき、侵害とされる行為を差し止める仮処分命令によって影響を受ける商品販売による収益、適切な商品の保管費用、差し止め命令によって受ける合理的な損失を考慮しなければならない。

第7条 侵害とされる行為の差し止め裁定を行う過程において、被請求人がその裁定を履行することにより更なる損失を受けるとき、人民法院は、請求人に追加担保の提供を命じることができる。請求人が追加担保の提供に応じないときには、人民法院は、関連する差し止め裁定を解除することができる。

第8条 請求人の同意を得たときを除き、登録商標専用権の侵害とされる行為の差し止め裁定による措置は、被請求人が担保を提供しても解除されない。

#### 第9条

1. 商標権者またはその利害関係人による登録商標専用権の侵害とされる行為の差し止め裁定の請求が審理により本解釈の第4条の要件を具備しているとされたとき、人民法院は、

48時間以内に書面による裁定を行わなければならない。その裁定が登録商標専用権の侵害とされる被請求人の行為の差し止めを命じるとき、その裁定は直ちに執行される。

2. 人民法院が訴訟前の侵害とされる行為を差し止める裁定を行ったとき、速やかにそれを被請求人に送達しなければならない。また、遅くとも5日以内でなければならない。

第10条 当事者が訴訟前の侵害とされる行為を差し止める裁定に不服の場合、裁定を受領した日から10日以内に1回の異議申し立てを請求することができる。異議申し立てのできる期間内でもその裁定の執行は停止されない。

第11条 人民法院は当事者が請求した異議申し立てにつき、以下の審理を行う。

一. 被請求人が現に実施し、または、実施の準備をしている行為は登録商標専用権を侵害するか否か

二. 妥当の措置を採らなければ、請求人の法律上の利益に修復不可能な損害を与えるか否か

三. 請求人の担保提供の状況

四. 被請求人の侵害とされる行為の差し止めを命じたとき、社会公共の利益に損害を与えるか否か

第12条 商標権者またはその利害関係人が、提訴する前に人民法院に侵害とされる行為を差し止める仮処分または証拠保全を請求した後15日以内に侵害訴訟を提起しないときは、人民法院はその裁定を解除しなければならない。

第13条 請求人が提訴しないかまたは誤った請求によって被請求人に損失を与えた場合、被請求人は、請求人に対する損害賠償請求を、管轄権を有する人民法院に提訴ことができ、また、商標権者またはその利害関係人が提訴した商標権侵害訴訟において、当該損害賠償請求を提起することができる。人民法院はその審理を併合することができる。

第14条

1. 登録商標専用権の侵害とされる行為の差し止め裁定の効力は、一般的には、訴訟の最終判決が発効されるまで維持しなければならない。

2. 人民法院は、侵害事件によって差し止め裁定に具体的期限を設けることができる。当該期限が経過したとき、当事者の請求および追加担保の状況により当該差し止め裁定の継続を決定することができる。

第15条 被請求人が人民法院の行った侵害とされる行為の差し止め命令または証拠保全の裁定に違反した場合、民事訴訟法第102条の規定が適用される。

第16条 商標権者またはその利害関係人が、人民法院に登録商標専用権の侵害訴訟を提訴したときまたはその訴訟が係属中であるときに同時に登録商標専用権の侵害行為に対する仮処分差し止めを請求した場合、人民法院は（その請求に対し）先に裁定を下すことができる。前項の規定において関

連する申請、証拠の提出、担保の決定、裁定の執行および異議申し立て等の事項は、当該司法解釈の関連規定が適用される。

第17条 請求人は、侵害訴訟を提起する前に人民法院に登録商標専用権の侵害行為を差し止める仮処分または証拠保全を請求するとき、《人民法院訴訟費用納付方法》およびその補充規定（施行規則）に従い手数料を納付しなければならない。

付属資料 3

最高人民法院の商標に関する民事紛争事件における審理に適用する法律に関する若干の問題についての司法解釈

（2002年10月12日の最高人民法院審判委員会第1246回会議を通過）

司法解釈（2002）32号

中華人民共和国最高人民法院公告

《最高人民法院の商標に関する民事紛争事件における審理に適用する法律に関する若干の問題についての司法解釈》が、2002年10月12日に最高人民法院審判委員会第1246回会議を通過し、2002年10月16日より施行されることをここに公告する。

2002年10月12日

商標紛争事件を適正に審理するため、《中華人民共和國民法通則》、《中華人民共和國合同（契約）法》、《中華人民共和國商標法》、《中華人民共和國民事訴訟法》等の法律規定の適用に関する若干の問題について以下のとおり解釈する。

第1条 次に各号の一に該当するときは、商標法第52条第5号に規定する他人の登録商標専用権にその他の損害を与える行為に該当する。

一. その他人の登録商標と同一または類似の文字を企業の商号とし、同一または類似の商品に目立つように使用し、その商品に関連する需要者に容易に誤認を惹起させる行為

二. 他人の登録著名商標もしくはその主要な部分を複製、模倣または翻訳した商標を、（その）登録商標の指定商品と同一でないまたは類似しない商品に商標として使用し、需要者を誤認させ、当該著名商標権者の利益が害されるおそれのある行為

三. 他人の登録商標と同一または類似になるおそれのある文字をドメイン名として登録し、そのドメイン名を通じて関連のある商品の電子商務取引行為であって、その商品に関連する需要者に容易に誤認を惹起させる行為

第2条 商標法第13条第1項の規定により、中国において登録されていない他人の著名商標もしくはその主要部分を複製、模倣または翻訳し、その商標の指定商品と同一または類

似の商品に商標として使用し、容易に混同を引き起す場合は、侵害の差し止めの民事責任を負うべきである。

第3条 商標第40条に規定する商標の使用許諾には以下3つの態様を含む。

一．独占的使用許諾：商標権者が契約で定める期間、地域および方式で、その登録商標を1人の者にのみ使用許諾を与え、かつ、その商標権者がその契約の定めによりその登録商標を使用することができないことをいう。

二．排他的使用許諾：商標権者が契約で定める期間、地域および方式で、その登録商標を1人の者にのみ使用許諾を与え、かつ、その商標権者がその契約で定めた期間等に重複して他人にその登録商標の使用を許諾することはできないが、その登録商標を自ら使用することができることをいう。

三．通常的使用許諾：商標権者が契約で定める期間、地域および方式で、その登録商標の使用を他人に許諾でき、かつ、その商標権者がその契約で定めた期間等に重複して他人にその登録商標の使用を許諾することができ、またその登録商標を自ら使用することができることをいう。

第4条

1．商標法第53条に規定する利害関係人には、商標権者の使用許諾を得た使用権者およびその商標権の合法的な承継人を含む。

2．登録商標専用権が侵害されたとき、独占的使用許諾を得た使用権者は、人民法院に対し訴訟を提起することができる。排他的使用許諾を得た使用権者は、その許諾を与えた商標権者とともに共同して訴訟を提起ことができ、またその商標権者が訴訟を提起しないときに単独に訴訟を提起することもできる。通常的使用権者は、その商標権者からの明確な授權により訴訟を提起することができる。

第5条 商標権者もしくはその利害関係人は、登録商標の更新登録の申請できる期間（存続期間満了前3ヵ月から満了後6ヵ月の期間）内に更新申請の提出後で更新登録される間に、他人による商標権侵害の訴訟を人民法院に提起したとき、それを受理することとする。

第6条

1．登録商標専用権の侵害行為に対する民事訴訟の提起は、商標法第13条、第52条に規定する権利侵害行為の実施地、権利侵害証拠の保蔵地またはその侵害品の査察・差し押えを行った場所の所在地もしくは被告の住所地の人民法院が管轄する。

2．前項の規定における権利侵害証拠の保蔵地とは、大量または常時侵害品を保管・隠匿する場所をいう。また、査察・差し押えた場所とは、税関・工商行政管理局等の行政機関が法律に基づき査察し、差し押えを行った場所をいう。

第7条 原告は、異なる場所での複数の侵害行為を対象に複

数の被告に対する共同訴訟を提起する場合、原告が選択したその中の1人の被告による侵害行為地の管轄人民法院に提起することができる。また、その中の1人の被告に対して提起した訴訟につき、その被告による侵害行為の実施地の人民法院がそれを管轄する権利を有する。

第8条

商標法における需要者とは、商標が使用されている商品または役務と関わりのある消費者、および、当該商品または役務の取引と密接な関係にあるその他の経営者（取引業者）をいう。

第9条

1．商標法第52条第1号に規定する商標の同一とは、被告の侵害行為で使用した商標と原告の登録商標と対比し、視覚上両者間に基本的な差異がないことをいう。

2．商標法第52条第1号に規定する商標の類似とは、被告の侵害行為で使用した商標と原告の登録商標と対比し、その文字の書体・称呼・觀念あるいは図形の構成および色彩、またはそれらを構成要素とする結合による全体構造が類似し、あるいは、その立体形状・色彩の結合が類似するため、容易にその商品に関連する公衆に誤認を生じさせ、または、原告の登録商標の指定商品と特定の関係を有すると誤認させ、または出所を混同させることをいう。

第10条 人民法院は、商標法第52条第1号の規定に従い、商標の同一または類似の判断を以下の基準で行う。

一．その商標に関連する需要者の通常の注意力を基準とする。

二．商標を全体的に観察対比するのみならず、商標の主要部分をも観察対比する。かつ、この観察対比は対象を隔離した状況下においてそれぞれに行わなければならない。

三．商標の類否判断において、保護を求めている登録商標の著名性と周知度を考慮しなければならない。

第11条

1．商標法第52条第1号に規定する類似商品とは、その機能、用途、生産部門、販売ルート、対象となる消費者等が同一であるか、または関連する一般公衆が特定の関連があると認識し、容易に混同を生じさせる商品をいう。

2．類似役務とは、役務の目的、内容、方法、対象者等が同一であるか、または関連する一般公衆が特定の関連があると認識し、容易に混同を生じさせる役務をいう。

3．商品と役務との類似とは、商品と役務の間に特定の関連があり、容易に関連する需要者を混同させることをいう。

第12条 人民法院は、商標法第52条第1号の規定に従い商品または役務の類否の判断をするときには、関連する需要者がその商品または役務に対する一般的な認識を基準として総合的に判断しなければならない。また、《商標登録のための

商品と役務の国際分類表》、《類似商品と役務の区分表》をその判断の参考にすることができる。

第13条 人民法院は、商標法第56条第1項の規定により侵害者の賠償責任を確定したときには、商標権者が選択した計算方法によりその損害賠償額を算出することができる。

第14条 商標法第56条第1項に規定する侵害によって得た利益は、侵害行為を構成した商品の譲渡数量にその商品の利益単価の額を乗じて得た額により計算することができる。なお、その商品の利益単価が明らかでないときには、登録商標の商品の利益単価を用いることができる。

第15条 商標法第56条第1項に規定する侵害行為によって受けた損失は、その侵害行為による商標権者らの商品販売の減少量、または侵害行為を構成した商品の販売数に当該登録商標の商品の利益単価を乗じて算出した金額とすることができる。

第16条

1. 侵害者が侵害行為によって得た利益または商標権者が侵害行為によって受けた損害の算定がいずれも困難なとき、人民法院は、当事者の請求によりまたは職権により商標法第56条第2項の規定に従い損害賠償金額を算定することができる。

2. 人民法院がその損害賠償金額を確定するとき、その侵害行為の性質、期間、結果、商標の知名度、商標使用許諾料の金額、商標使用許諾の種類、期間、範囲およびその侵害行為を阻止するための合理的な支出等の要因を総合して行わねばならない。

3. 当事者が第1項の規定により損害賠償金額につき合意に達したときは、それを認めることとする。

第17条

1. 商標法第56条第1項に規定する侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出には、商標権者または委託代理人が侵害行為に対する調査、証明請求等の費用を含む。

2. 人民法院は、当事者の訴訟請求および事件の具体的状況により、国家の関連部門における弁護士費用の規定を適用してその額を損害賠償金額に算入することができる。

第18条 登録商標専用権の侵害に対する訴訟の時効は、商標権者もしくはその利害関係人がその侵害行為を知った、または知り得た日より2年とする。また、商標権者もしくはその利害関係人が2年を経過した後に訴訟を提起しても、その登録商標専用権が有効に存在している場合で、かつその侵害行為が訴訟提起時に継続されている場合には、人民法院は、被告の侵害行為を差し止める旨の判決を下すこととし、商標権

者もしくはその利害関係人が起訴した日より2年間遡ってその損害賠償額を算定することとする。

第19条

1. 当事者間に別段の定めがあるときを除き、登録商標専用権の使用許諾契約が登録されなくても、その使用許諾の効力に影響を与えない。

2. 商標使用許諾契約が商標局に登録されていないければ、善意の第三者に対抗できない。

第20条 商標使用許諾契約に別段の定めがあるときを除き、登録商標の移転はそれ以前に締結された商標使用契約の効力に影響を与えない。

第21条

1. 人民法院は、登録商標専用権に関する紛争事件の審理過程において、民法通則第134条、商標法第53条の規定と事件の具体的内容に基づき、商標権を侵害した者に対し、侵害行為の差し止め、障害の排除、侵害の危険性の除去、損害賠償、信用回復等の民事責任を負わせることができ、また、商標権を侵害した者に対し、罰金、その侵害行為を構成した商品、偽造した商標標識および侵害行為を構成した商品生産に専用の材料、工具、設備等を没収する民事制裁決定を下すことができる。また、罰金の額は《中華人民共和国商標法实施条例》の関連規定によるものとする。

2. 登録商標専用権の侵害行為に対し工商行政管理部門による行政処分をすでに受けているときは、人民法院は当該侵害行為に対し再度の民事制裁を下すことはできない。

第22条

1. 人民法院が商標紛争事件を審理する過程において、当事者の請求および事件の具体的状況に基づき、その登録商標の著名性について認定することができる。

2. 著名商標の認定は、商標法第14条の規定に従って行われなければならない。

3. 一方の当事者が、すでに行政主管機関もしくは人民法院に著名商標と認定された商標の保護を請求したとき、相手方当事者がその商標の著名性について異議を申し立てていなければ人民法院はその著名性に関して再度の審理を行わない。また、異議が提出されたときには、人民法院は商標法第14条の規定により審理する。

第23条 この司法解釈における商品商標の規定は、役務商標に準用する。

第24条 以前の関連規定が本司法解釈と一致しないときは、本司法解釈を基準とする。

(原稿受領 2002.11.18)